

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 17 日

各市町村等介護保険者 様

岩手県保健福祉部長寿社会課

【東北地方太平洋沖地震関係】

転入者に係る被保険者資格の認定等について

このことについて、国から別添のとおり示されましたので、その取扱いについて、ご留意くださるようお願いいたします。

記

(通知の概要)

- 1 被災した被保険者が転入した場合であって、被災（転入前）市町村の状況によっては連絡を取ることができないことから、この場合において、被災市町村における被保険者証の確認、被災被保険者からの聞き取りなどにより認定を行って差し支えないこと
- 2 保険料に算定にあたっては、被災市町村における課税状況等が確認できない場合、判明するまでの間、保険料を賦課しないこととして差し支えないこと。

(参考)

被災した被保険者の要介護認定・サービス受給の取扱いについては、平成 23 年 3 月 12 日付厚生労働省事務連絡「東北地方太平洋沖地震の被災者に係る被保険者証の提示等について」により行っているところですが、各市町村から転入手続きを行うことができないまま避難している被保険者の要介護認定やサービス受給の取扱い等については、現在、国に確認を行っているところです。

岩手県保健福祉部長寿社会課  
tel 019-629-5435  
fax 019-629-5444  
mail AD0005@pref.iwate.jp